４０４６．システム外搬入確認（輸入貨物）

業務コード	業務名
ＢＩＢ	システム外搬入確認（輸入貨物）

１．業務概要

システム参加保税地域等*1以外から到着した輸入貨物または仮陸揚貨物について、保税運送承認書等に基づき、搬入確認を行う。

また、「他所蔵置許可申請（ＴＹＣ）」業務で作成された貨物情報に対して本業務による他所蔵置場所への搬入確認を可能とする。

コンテナ詰貨物の場合は、デバンニング後に本業務を行う。

なお、本業務により貨物情報を登録する。

（＊１）システム参加保税地域等とは、システム参加保税地域とＴＹＣ業務または「許可・承認等情報登録（保税）（ＰＳＨ）」業務で登録された他所蔵置場所をいう。
なお、システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

２．入力者

通関業、機用品業、保税蔵置場、ＣＹ、海貨業

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②搬入先を管理する利用者であるか、当該利用者があらかじめシステムに登録している通関業または海貨業であるか、または他所蔵置場所への搬入確認の場合は、ＴＹＣ業務で他所蔵置許可申請者として登録された利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）船舶ＤＢチェック

入力された船舶コードに対する「船舶基本情報登録（ＶＢＸ）」業務または「船舶基本情報等事前登録（ＷＢＸ）」業務がされていること。

（４）貨物情報ＤＢチェック

Ｂ／Ｌ番号（ＣＴ－Ｂ／Ｌ番号含む。以下同様。）が入力された場合で、当該Ｂ／Ｌ番号に対する貨物情報ＤＢが存在する場合は、以下のチェックを行う。

①予備申告で作成された貨物情報ＤＢであるか、または「ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録（ＮＶＣ０１）」業務で作成され、混載親の旨が登録された貨物情報ＤＢであること。
また、他所蔵置場所への搬入の場合はＴＹＣ業務で作成された貨物情報ＤＢであること。

②到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている輸入貨物の場合は、本申告起動前であること。

③入力された船舶コード＋船卸港コード＋船卸港枝番に係る積荷目録が登録されていないこと。

④システム外搬入確認された貨物でないこと。

⑤搬入確認を行う保税地域等が他所蔵置場所である場合は、入力者が許可を受けた他所蔵置場所であること。

＜2025.10 修正＞

（５）輸入申告ＤＢチェック

入力された蔵入承認番号に対する輸入申告ＤＢが存在する場合、以下のチェックを行う。

①海上貨物に対する申告であること。

②蔵入承認がされていること。

③到着確認がされていないこと。

④入力されたＢ／Ｌ番号と輸入申告ＤＢに登録されているＢ／Ｌ番号が一致すること。

⑤蔵入先と入力者の管理する保税蔵置場が一致すること。

⑥複数のＢ／Ｌ番号が登録されていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「００００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）貨物情報ＤＢ処理

（Ａ）貨物情報ＤＢが存在する場合

①入力された貨物情報を登録する。

②当該保税地域へ搬入した旨を登録する。

③到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされている場合または貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている輸入貨物の場合で、本申告起動前に本業務が入力された場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更して、本申告処理を自動起動する。

（Ｂ）貨物情報ＤＢが存在しない場合

①入力されたＢ／Ｌ番号に対する貨物情報ＤＢを作成する。

②入力された貨物情報を登録する。

③当該保税地域へ搬入した旨を登録する。

④蔵入承認番号の入力がある場合は、蔵入承認済貨物である旨を登録する。

（３）輸入申告ＤＢ処理

入力された蔵入承認番号に対する輸入申告ＤＢが存在する場合、以下の処理を行う。

①到着確認した旨を登録する。

②削除対象の旨を登録する。

（４）添付ファイル管理ＤＢ処理

添付ファイル管理ＤＢに入力された蔵入承認番号に係る情報が存在する場合は、削除対象の旨を登録する。

（５）本申告（輸入申告等*2）起動処理

当該貨物に予備申告がされた旨が登録されている場合で、本申告（輸入申告等）を当該保税地域で自動起動する旨が登録されている場合は、本申告処理を自動起動する。

（＊２）輸入申告等とは、輸入申告、輸入（引取）申告、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請のことをいう。

（６）輸入畜産物検査申請自動起動処理

当該貨物に輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合、Ｂ／Ｌ番号単位に輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

（７）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（８）注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①本業務の実施日と搬入年月日の差が７日以上の場合。

②蔵入期間延長期限日が本業務の実施日以降でない場合。

③本業務で蔵入承認の到着確認が行われなかった場合。

④以下のすべての条件に合致する場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

・本業務の実施日が所要時間調査期間中である旨がシステムに登録されている。

・搬入時刻が入力されていない。

・仮陸揚貨物でない。

６．出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
危険貨物等通知情報	危険貨物等コード（税関要通知）が入力された場合	税関 （保税担当部門）
事故貨物通知情報	以下のいずれかの場合に出力する （１）事故税関通知識別コードが「Ｚ」である （２）入力された発送個数と到着個数に差異がある	税関 （保税担当部門）
他所蔵置搬入通知情報	他所蔵置場所に貨物が搬入確認された場合	他所蔵置場所を管轄する税関 （保税担当部門）
搬入通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）入力者が通関業または海貨業である （２）入力された搬入確認蔵置場がシステム参加保税地域である	搬入先の保税地域

７．特記事項

蔵入承認済貨物について、蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されていない蔵置場の場合、一定期間経過後、貨物情報ＤＢは削除される。蔵入承認済貨物の貨物管理を行わない蔵置場から貨物管理を行う蔵置場に移動する際、貨物情報ＤＢが削除されるまでの間は、本業務を行えない。

＜2025.10 修正＞